

国民生活基礎調査規則

昭和61年 7月 8日厚生省令第39号

改正：令和 2年 4月17日厚生労働省令第85号（国民生活基礎調査規則の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-附則-	
施行日：令和 2年 4月17日	
<p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この省令による国民生活基礎調査の最初の大規模な調査は、昭和六十一年に行うものとする。</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 調査の時期がこの省令の施行の日前に属する厚生行政基礎調査及び国民健康調査については、なお従前の例による。</p> <p>◆追加◆</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この省令による国民生活基礎調査の最初の大規模な調査は、昭和六十一年に行うものとする。</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 調査の時期がこの省令の施行の日前に属する厚生行政基礎調査及び国民健康調査については、なお従前の例による。</p> <p>(令和二年における調査の中止)</p> <p>5 第四条の規定にかかわらず、令和二年における国民生活基礎調査は、行わない。</p>
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月17日 厚生労働省 令 第85号～	
施行日：令和 2年 4月17日	
◆追加◆	附 則（令和二・四・一七厚労令八五）
-改正法・附則- ～令和 2年 4月17日 厚生労働省 令 第85号～	
施行日：令和 2年 4月17日	
◆追加◆	この省令は、公布の日から施行する。
